農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、別添のとおり「地域農業経営基盤強化促進計画」を定めたので同法第19条第8号の規定に基づき公告する。

令和７年３月２５日

寒川町長　木　村　俊　雄

1　地域農業経営基盤強化促進計画を定めた地区

・北部地区
・中部地区
・南部地区